

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	平成22年9月13日	
【会社名】	株式会社トーア紡コーポレーション	
【英訳名】	Toabo Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷 賀寿則	
【本店の所在の場所】	大阪市中央区瓦町三丁目1番4号	
【電話番号】	大阪(06)6203-3082	
【事務連絡者氏名】	取締役財務本部長 長井 渡	
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区瓦町三丁目1番4号	
【電話番号】	大阪(06)6203-3082	
【事務連絡者氏名】	取締役財務本部長 長井 渡	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	
【届出の対象とした募集金額】	(第2回新株予約権)	
	その他の者に対する割当	219,500円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	100,219,500円
	(第3回新株予約権)	
	その他の者に対する割当	219,500円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	100,219,500円
	(第4回新株予約権)	
	その他の者に対する割当	219,500円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	100,219,500円
	(第5回新株予約権)	
	その他の者に対する割当	219,500円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	100,219,500円
	(第6回新株予約権)	
	その他の者に対する割当	219,500円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	100,219,500円
	(第7回新株予約権)	
	その他の者に対する割当	219,500円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	100,219,500円

(第8回新株予約権)

その他の者に対する割当	219,500円
-------------	----------

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	100,219,500円
--	--------------

(第9回新株予約権)

その他の者に対する割当	219,500円
-------------	----------

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	100,219,500円
--	--------------

(第10回新株予約権)

その他の者に対する割当	219,500円
-------------	----------

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	100,219,500円
--	--------------

(第11回新株予約権)

その他の者に対する割当	219,500円
-------------	----------

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	100,219,500円
--	--------------

(第2回乃至第11回の合計)

その他の者に対する割当	2,195,000円
-------------	------------

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	1,002,195,000円
--	----------------

(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を取得した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社トーア紡コーポレーション東京支店
 (東京都中央区日本橋小伝馬町14番7号アクサ小伝馬町ビル4階)
 株式会社大阪証券取引所
 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	金219,500円
発行価格	金21,950円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年9月30日(木)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 大阪市中央区瓦町三丁目1番4号
払込期日	平成22年9月30日(木)
割当日	平成22年9月30日(木)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成22年9月13日(月)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第3回乃至第11回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなうて変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間(それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(86.4円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の直前5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日までの5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正される(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の行使価額の下限は50.4円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。 割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)となっており、これを超えて行使されることはない(別記(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照)。 資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、すべて下限行使価額である50.4円で行使された場合、調達金額の総額は884,195,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初86.4円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成22年10月1日以降、平成24年9月28日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額および行使価額修正決議日現在におけるリセット価額(本項第(3)号に定義する。)を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(株式会社東京証券取引所の業務を承継する金融商品取引所を含む。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)または当該決定日において有効なりセット価額(本項第(3)号に定義する。)のいずれか高い価額に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
----------------	--

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が50.4円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が144円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額(以下に定義する。)を下回った場合、当該5連続取引日(以下「リセット価額判定期間」という。)の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)またはリセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他の必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

	<p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。</p>
--	--

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記() による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)、</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金100,219,500円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を取得した場合には、上記金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年10月1日から平成25年9月30日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成25年9月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。 2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価格修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 5 新株予約権の行使請求および払込の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成24年9月28日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (2) 平成24年9月29日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行うものとする。

	<p>(5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求および個別行使請求の各場合に依じて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p> <p>(7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。</p> <p>(8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p>

- (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。
- (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。
- (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
- 3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。
- (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
- 4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。
- 5 (1) 以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
- () 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
- () 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- () 当社の重要な財産が差し押さえられた場合
- (2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会后2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成24年9月28日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成24年9月28日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p> <p>5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。)に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本件新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「くらしと社会の明日を紡ぐ企業」として、さらなる高品質と市場の求める価値の創造を実現するために衣料事業、インテリア産業資材事業、非繊維事業の各事業に取り組んでおります。

衣料事業は、羊毛を原料として高品質な繊維を提供する糸部門、企業・学校向け衣料を製造するユニフォーム部門、百貨店等に対して衣料を販売するテキスタイル部門で構成しております。

インテリア産業資材事業は、自動車関連製品を製造する自動車内装材部門及びファイバー部門、ベッド用資材・土木資材を提供する産業資材用不織布部門、OEM用のカーペットを製造するカーペット部門で構成しております。特に昨年度においては、自動車内装材部門が中国国内の自動車増産を受けて、好調に推移しました。

非繊維事業は、主に電動工具用スイッチ部品を製造する半導体部門、電子材料等を製造するファインケミカル部門、ショッピングセンター、本社ビルの開発・賃貸を行う不動産部門、自動車教習部門で構成しております。

今回の新株予約権は、上記の当社グループ各事業の設備投資等の資金需要に対し、有利子負債の増加を抑えつつ機動的に対応できる体制の構築を目的としております。特に自動車内装材部門については、中国での自動車増産を受けて今後成長が期待できる部門であり、設備増強を目的として当該部門の中国子会社への追加出資を計画中です。

また、当社グループの課題として有利子負債の削減がございます。本件新株予約権の発行により、自己資本の充実を図るとともに、調達資金の一部を借入金返済に充当することで、財務基盤の拡充が可能と考えております。

具体的な資金使途につきましては、後記「11 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」に記載のとおりであります。

(2) 本件新株予約権を選択した理由

上記(1)「資金調達の主な目的」に記載しました事業戦略を遂行するにあたり、資金需要の断続的な発生が見込まれるため、資金調達に際しては、有利子負債の増加を可及的に抑えつつも、機動性を確保しつつ、既存株主の利益に配慮した仕組みが必要となります。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下～に示す本件新株予約権の特徴は上記に示した当社のニーズを満たすものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本件新株予約権の発行を決議いたしました。

(他の資金調達方法と比較した場合の本スキームの特徴)

当社グループの課題である有利子負債の削減を実現するという観点から、有利子負債の増加に直結するデット・ファイナンスや、行使されるまでは有利子負債を増加させることとなる転換社債型新株予約権付社債ではなく、本新株予約権を発行することにより、発行時点において払込金額が純資産に計上されることに加えて、行使が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなります。

当社は、修正開始日行使価額が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定することが可能であるため、当社株式動向や市場環境等を勘案し、タイミングを捉えて行使促進を図ることができます。

行使価額の修正開始が決定されると、以後、定期的に行使価額が修正されることによって、行使のタイミングと行使価額が分散されることが期待されます。公募増資により一度に全株を発行する場合には、資金調達が一時に可能になる反面、一株当たりの利益の希薄化も一時に発生し、株価に対する影響も大きいと考えられるのに対して、本スキームでは、資金調達の時期が分散され、株価・流動性の推移により、調達金額が減少する可能性があるものの、一時点での希薄化発生が回避され株価への影響が低減されるとともに、株価上昇局面においては発行株数の抑制と円滑な行使が期待できます。

当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先が行使を表明した新株予約権は、一定の条件が満たされる限り、権利行使最終期日までに全て行使される仕組みとなっておりますので、行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正条項付新株予約権よりも機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。

リセット価額の設定により、株価が想定よりも下落した場合には、行使価額が一旦、当初行使価額まで戻ることで、以降の行使が自動的に抑制されるとともに、株価の回復を待って再度行使促進を図ることができます。これにより、当社が定めた株価水準以上で行使を促進することができ、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となります。

株価に連動して行使価額が修正されるという条項が付されているため、行使により交付される株式の数が確定せず、希薄化がどれほど進むか想定しづらいという特徴を補うため、上記のリセット価額を設定することに加えて、本件新株予約権の行使によって交付される累計株式数の上限を17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)に設定する予定(詳細については、本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)とすることで、希薄化の進行に一定の歯止めをかけ、発行済株式総数の増加により株主に過度な影響が及ばない形での資金調達を企図しています。

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断で残存する本件新株予約権の全部又は一部を取得することができ、資本政策の柔軟性を確保することができます。

- 2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、17,500個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当て又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。(以下、かかる本件新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得(残存する本新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社東証証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めならびに株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせない。割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
 - (1) 割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
 - (2) 割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 6 新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
- 7 1単元の株式数の数の定めを廃止等に伴う取扱い
当社が1単元の株式数の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	金219,500円
発行価格	金21,950円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年9月30日(木)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 大阪市中央区瓦町三丁目1番4号
払込期日	平成22年9月30日(木)
割当日	平成22年9月30日(木)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成22年9月13日(月)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第2回および第4回乃至第11回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなうて変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間(それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(86.4円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の直前5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日までの5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正される(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の行使価額の下限は50.4円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。 割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)となっており、これを超えて行使されることはない(別記(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照)。 資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、すべて下限行使価額である50.4円で行使された場合、調達金額の総額は884,195,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初86.4円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成22年10月1日以降、平成24年9月28日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額および行使価額修正決議日現在におけるリセット価額(本項第(3)号に定義する。)を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(株式会社東京証券取引所の業務を承継する金融商品取引所を含む。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)または当該決定日において有効なりセット価額(本項第(3)号に定義する。)のいずれか高い価額に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
----------------	--

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が50.4円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が144円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額(以下に定義する。)を下回った場合、当該5連続取引日(以下「リセット価額判定期間」という。)の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)、またはリセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他の必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金100,219,500円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を取得した場合には、上記金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年10月1日から平成25年9月30日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成25年9月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。 2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価格修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 5 新株予約権の行使請求および払込の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成24年9月28日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (2) 平成24年9月29日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行うものとする。

	<p>(5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求および個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p> <p>(7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。</p> <p>(8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p>

- (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。
- (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。
- (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
- 3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。
- (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
- 4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。
- 5 (1) 以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
- () 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
- () 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- () 当社の重要な財産が差し押さえられた場合
- (2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成24年9月28日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成24年9月28日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p> <p>5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。)に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注)1 本件新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「くらしと社会の明日を紡ぐ企業」として、さらなる高品質と市場の求める価値の創造を実現するために衣料事業、インテリア産業資材事業、非繊維事業の各事業に取り組んでおります。

衣料事業は、羊毛を原料として高品質な繊維を提供する糸部門、企業・学校向け衣料を製造するユニフォーム部門、百貨店等に対して衣料を販売するテキスタイル部門で構成しております。

インテリア産業資材事業は、自動車関連製品を製造する自動車内装材部門及びファイバー部門、ベッド用資材・土木資材を提供する産業資材用不織布部門、OEM用のカーペットを製造するカーペット部門で構成しております。特に昨年度においては、自動車内装材部門が中国国内の自動車増産を受けて、好調に推移しました。

非繊維事業は、主に電動工具用スイッチ部品を製造する半導体部門、電子材料等を製造するファインケミカル部門、ショッピングセンター、本社ビルの開発・賃貸を行う不動産部門、自動車教習部門で構成しております。

今回の新株予約権は、上記の当社グループ各事業の設備投資等の資金需要に対し、有利子負債の増加を抑えつつ機動的に対応できる体制の構築を目的としております。特に自動車内装材部門については、中国での自動車増産を受けて今後成長が期待できる部門であり、設備増強を目的として当該部門の中国子会社への追加出資を計画中です。

また、当社グループの課題として有利子負債の削減がございます。本件新株予約権の発行により、自己資本の充実を図るとともに、調達資金の一部を借入金返済に充当することで、財務基盤の拡充が可能と考えております。

具体的な資金使途につきましては、後記「11 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」に記載のとおりであります。

(2) 本件新株予約権を選択した理由

上記(1)「資金調達の主な目的」に記載しました事業戦略を遂行するにあたり、資金需要の断続的な発生が見込まれるため、資金調達に際しては、有利子負債の増加を可及的に抑えつつも、機動性を確保しつつ、既存株主の利益に配慮した仕組みが必要となります。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下～に示す本件新株予約権の特徴は上記に示した当社のニーズを満たすものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本件新株予約権の発行を決議いたしました。

(他の資金調達方法と比較した場合の本スキームの特徴)

当社グループの課題である有利子負債の削減を実現するという観点から、有利子負債の増加に直結するデット・ファイナンスや、行使されるまでは有利子負債を増加させることとなる転換社債型新株予約権付社債ではなく、本新株予約権を発行することにより、発行時点において払込金額が純資産に計上されることに加えて、行使が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなります。

当社は、修正開始日行使価額が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定することが可能であるため、当社株式動向や市場環境等を勘案し、タイミングを捉えて行使促進を図ることができます。

行使価額の修正開始が決定されると、以後、定期的に行使価額が修正されることによって、行使のタイミングと行使価額が分散されることが期待されます。公募増資により一度に全株を発行する場合には、資金調達が一時に可能になる反面、一株当たりの利益の希薄化も一時に発生し、株価に対する影響も大きいと考えられるのに対して、本スキームでは、資金調達の時期が分散され、株価・流動性の推移により、調達金額が減少する可能性があるものの、一時点での希薄化発生が回避され株価への影響が低減されるとともに、株価上昇局面においては発行株数の抑制と円滑な行使が期待できます。

当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先が行使を表明した新株予約権は、一定の条件が満たされる限り、権利行使最終期日までに全て行使される仕組みとなっておりますので、行使の制限や制限の解除のみが可能で他の行使価額修正条項付新株予約権よりも機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。

リセット価額の設定により、株価が想定よりも下落した場合には、行使価額が一旦、当初行使価額まで戻ることで、以降の行使が自動的に抑制されるとともに、株価の回復を待って再度行使促進を図ることができます。これにより、当社が定めた株価水準以上で行使を促進することができ、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となります。

株価に連動して行使価額が修正されるという条項が付されているため、行使により交付される株式の数が確定せず、希薄化がどれほど進むか想定しづらいという特徴を補うため、上記のリセット価額を設定することに加えて、本件新株予約権の行使によって交付される累計株式数の上限を17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)に設定する予定(詳細については、本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)とすることで、希薄化の進行に一定の歯止めをかけ、発行済株式総数の増加により株主に過度な影響が及ばない形での資金調達を企図しています。

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断で残存する本件新株予約権の全部又は一部を取得することができ、資本政策の柔軟性を確保することができます。

- 2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、17,500個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当て又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。(以下、かかる本件新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得(残存する本新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社東証証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めならびに株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせない。割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
 - 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
 - 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
 - (1) 割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
 - (2) 割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
 - 6 新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
 - 7 1単元の株式数の数の定めを廃止等に伴う取扱い
当社が1単元の株式数の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (3)【新株予約権証券の引受け】
- 該当事項なし

3【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	金219,500円
発行価格	金21,950円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年9月30日(木)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 大阪市中央区瓦町三丁目1番4号
払込期日	平成22年9月30日(木)
割当日	平成22年9月30日(木)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成22年9月13日(月)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第2回、第3回および第5回乃至第11回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなうて変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間(それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(86.4円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の直前5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日までの5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正される(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の行使価額の下限は50.4円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。 割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)となっており、これを超えて行使されることはない(別記(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照)。 資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、すべて下限行使価額である50.4円で行使された場合、調達金額の総額は884,195,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初86.4円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成22年10月1日以降、平成24年9月28日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額および行使価額修正決議日現在におけるリセット価額(本項第(3)号に定義する。)を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(株式会社東京証券取引所の業務を承継する金融商品取引所を含む。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)または当該決定日において有効なりセット価額(本項第(3)号に定義する。)のいずれか高い価額に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
----------------	--

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が50.4円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が144円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額(以下に定義する。)を下回った場合、当該5連続取引日(以下「リセット価額判定期間」という。)の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)、またはリセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他の必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

	<p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。</p>
--	--

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金100,219,500円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を取得した場合には、上記金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>1 平成22年10月1日から平成25年9月30日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成25年9月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p> <p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価格修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社トーア紡コーポレーション 総務部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</p> <p>4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</p> <p>5 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成24年9月28日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(2) 平成24年9月29日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行うものとする。</p>

	<p>(5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求および個別行使請求の各場合に依じて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p> <p>(7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。</p> <p>(8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p>

- (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。
- (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。
- (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
- 3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。
- (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
- 4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。
- 5 (1) 以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
- () 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
- () 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- () 当社の重要な財産が差し押さえられた場合
- (2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会后2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成24年9月28日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成24年9月28日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p> <p>5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。)に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注)1 本件新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「くらしと社会の明日を紡ぐ企業」として、さらなる高品質と市場の求める価値の創造を実現するために衣料事業、インテリア産業資材事業、非繊維事業の各事業に取り組んでおります。

衣料事業は、羊毛を原料として高品質な繊維を提供する糸部門、企業・学校向け衣料を製造するユニフォーム部門、百貨店等に対して衣料を販売するテキスタイル部門で構成しております。

インテリア産業資材事業は、自動車関連製品を製造する自動車内装材部門及びファイバー部門、ベッド用資材・土木資材を提供する産業資材用不織布部門、OEM用のカーペットを製造するカーペット部門で構成しております。特に昨年度においては、自動車内装材部門が中国国内の自動車増産を受けて、好調に推移しました。

非繊維事業は、主に電動工具用スイッチ部品を製造する半導体部門、電子材料等を製造するファインケミカル部門、ショッピングセンター、本社ビルの開発・賃貸を行う不動産部門、自動車教習部門で構成しております。

今回の新株予約権は、上記の当社グループ各事業の設備投資等の資金需要に対し、有利子負債の増加を抑えつつ機動的に対応できる体制の構築を目的としております。特に自動車内装材部門については、中国での自動車増産を受けて今後成長が期待できる部門であり、設備増強を目的として当該部門の中国子会社への追加出資を計画中です。

また、当社グループの課題として有利子負債の削減がございます。本件新株予約権の発行により、自己資本の充実を図るとともに、調達資金の一部を借入金返済に充当することで、財務基盤の拡充が可能と考えております。

具体的な資金使途につきましては、後記「11 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」に記載のとおりであります。

(2) 本件新株予約権を選択した理由

上記(1)「資金調達の主な目的」に記載しました事業戦略を遂行するにあたり、資金需要の断続的な発生が見込まれるため、資金調達に際しては、有利子負債の増加を可及的に抑えるとともに、機動性を確保しつつ、既存株主の利益に配慮した仕組みが必要となります。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下～に示す本件新株予約権の特徴は上記に示した当社のニーズを満たすものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本件新株予約権の発行を決議いたしました。

(他の資金調達方法と比較した場合の本スキームの特徴)

当社グループの課題である有利子負債の削減を実現するという観点から、有利子負債の増加に直結するデット・ファイナンスや、行使されるまでは有利子負債を増加させることとなる転換社債型新株予約権付社債ではなく、本新株予約権を発行することにより、発行時点において払込金額が純資産に計上されることに加えて、行使が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなります。

当社は、修正開始日行使価額が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定することが可能であるため、当社株式動向や市場環境等を勘案し、タイミングを捉えて行使促進を図ることができます。

行使価額の修正開始が決定されると、以後、定期的に行使価額が修正されることによって、行使のタイミングと行使価額が分散されることが期待されます。公募増資により一度に全株を発行する場合には、資金調達が一時に可能になる反面、一株当たりの利益の希薄化も一時に発生し、株価に対する影響も大きいと考えられるのに対して、本スキームでは、資金調達の時期が分散され、株価・流動性の推移により、調達金額が減少する可能性があるものの、一時点での希薄化発生が回避され株価への影響が低減されるとともに、株価上昇局面においては発行株数の抑制と円滑な行使が期待できます。

当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先が行使を表明した新株予約権は、一定の条件が満たされる限り、権利行使最終期日までに全て行使される仕組みとなっておりますので、行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正条項付新株予約権よりも機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。

リセット価額の設定により、株価が想定よりも下落した場合には、行使価額が一旦、当初行使価額まで戻ることで、以降の行使が自動的に抑制されるとともに、株価の回復を待って再度行使促進を図ることができます。これにより、当社が定めた株価水準以上で行使を促進することができ、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となります。

株価に連動して行使価額が修正されるという条項が付されているため、行使により交付される株式の数が確定せず、希薄化がどれほど進むか想定しづらいという特徴を補うため、上記のリセット価額を設定することに加えて、本件新株予約権の行使によって交付される累計株式数の上限を17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)に設定する予定(詳細については、本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)とすることで、希薄化の進行に一定の歯止めをかけ、発行済株式総数の増加により株主に過度な影響が及ばない形での資金調達を企図しています。

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断で残存する本件新株予約権の全部又は一部を取得することができ、資本政策の柔軟性を確保することができます。

- 2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、17,500個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当て又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。(以下、かかる本件新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得(残存する本新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社東証証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めならびに株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせない。割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
 - (1) 割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
 - (2) 割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 6 新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
- 7 1単元の株式数の数の定めを廃止等に伴う取扱い
当社が1単元の株式数の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

4【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	金219,500円
発行価格	金21,950円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年9月30日(木)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 大阪市中央区瓦町三丁目1番4号
払込期日	平成22年9月30日(木)
割当日	平成22年9月30日(木)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成22年9月13日(月)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第2回乃至第4回および第6回乃至第11回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなうて変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間(それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(86.4円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の直前5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日までの5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正される(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の行使価額の下限は50.4円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。 割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)となっており、これを超えて行使されることはない(別記(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照)。 資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、すべて下限行使価額である50.4円で行使された場合、調達金額の総額は884,195,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初86.4円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成22年10月1日以降、平成24年9月28日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額および行使価額修正決議日現在におけるリセット価額(本項第(3)号に定義する。)を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(株式会社東京証券取引所の業務を承継する金融商品取引所を含む。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)または当該決定日において有効なりセット価額(本項第(3)号に定義する。)のいずれか高い価額に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
----------------	--

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が50.4円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が144円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額(以下に定義する。)を下回った場合、当該5連続取引日(以下「リセット価額判定期間」という。)の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)、またはリセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他の必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

	<p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。</p>
--	--

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記() による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)、</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金100,219,500円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を取得した場合には、上記金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年10月1日から平成25年9月30日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成25年9月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。 2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価格修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 5 新株予約権の行使請求および払込の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成24年9月28日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (2) 平成24年9月29日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行うものとする。

	<p>(5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求および個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p> <p>(7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。</p> <p>(8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p>

- (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。
- (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。
- (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
- 3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。
- (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
- 4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。
- 5 (1) 以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
- () 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
- () 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- () 当社の重要な財産が差し押さえられた場合
- (2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会后2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成24年9月28日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成24年9月28日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p> <p>5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。)に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本件新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「くらしと社会の明日を紡ぐ企業」として、さらなる高品質と市場の求める価値の創造を実現するために衣料事業、インテリア産業資材事業、非繊維事業の各事業に取り組んでおります。

衣料事業は、羊毛を原料として高品質な繊維を提供する糸部門、企業・学校向け衣料を製造するユニフォーム部門、百貨店等に対して衣料を販売するテキスタイル部門で構成しております。

インテリア産業資材事業は、自動車関連製品を製造する自動車内装材部門及びファイバー部門、ベッド用資材・土木資材を提供する産業資材用不織布部門、OEM用のカーペットを製造するカーペット部門で構成しております。特に昨年度においては、自動車内装材部門が中国国内の自動車増産を受けて、好調に推移しました。

非繊維事業は、主に電動工具用スイッチ部品を製造する半導体部門、電子材料等を製造するファインケミカル部門、ショッピングセンター、本社ビルの開発・賃貸を行う不動産部門、自動車教習部門で構成しております。

今回の新株予約権は、上記の当社グループ各事業の設備投資等の資金需要に対し、有利子負債の増加を抑えつつ機動的に対応できる体制の構築を目的としております。特に自動車内装材部門については、中国での自動車増産を受けて今後成長が期待できる部門であり、設備増強を目的として当該部門の中国子会社への追加出資を計画中です。

また、当社グループの課題として有利子負債の削減がございまして、本件新株予約権の発行により、自己資本の充実を図るとともに、調達資金の一部を借入金返済に充当することで、財務基盤の拡充が可能と考えております。

具体的な資金使途につきましては、後記「11 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載のとおりであります。

(2) 本件新株予約権を選択した理由

上記(1)「資金調達の主な目的」に記載しました事業戦略を遂行するにあたり、資金需要の断続的な発生が見込まれるため、資金調達に際しては、有利子負債の増加を可及的に抑えるとともに、機動性を確保しつつ、既存株主の利益に配慮した仕組みが必要となります。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下～に示す本件新株予約権の特徴は上記に示した当社のニーズを満たすものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本件新株予約権の発行を決議いたしました。

(他の資金調達方法と比較した場合の本スキームの特徴)

当社グループの課題である有利子負債の削減を実現するという観点から、有利子負債の増加に直結するデット・ファイナンスや、行使されるまでは有利子負債を増加させることとなる転換社債型新株予約権付社債ではなく、本新株予約権を発行することにより、発行時点において払込金額が純資産に計上されることに加えて、行使が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなります。

当社は、修正開始日行使価額が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定することが可能であるため、当社株式動向や市場環境等を勘案し、タイミングを捉えて行使促進を図ることができます。

行使価額の修正開始が決定されると、以後、定期的に行使価額が修正されることによって、行使のタイミングと行使価額が分散されることが期待されます。公募増資により一度に全株を発行する場合には、資金調達が一時に可能になる反面、一株当たりの利益の希薄化も一時に発生し、株価に対する影響も大きいと考えられるのに対して、本スキームでは、資金調達の時期が分散され、株価・流動性の推移により、調達金額が減少する可能性があるものの、一時点での希薄化発生が回避され株価への影響が低減されるとともに、株価上昇局面においては発行株数の抑制と円滑な行使が期待できます。

当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先が行使を表明した新株予約権は、一定の条件が満たされる限り、権利行使最終期日までに全て行使される仕組みとなっておりますので、行使の制限や制限の解除のみが可能で他の行使価額修正条項付新株予約権よりも機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。

リセット価額の設定により、株価が想定よりも下落した場合には、行使価額が一旦、当初行使価額まで戻ることで、以降の行使が自動的に抑制されるとともに、株価の回復を待って再度行使促進を図ることができます。これにより、当社が定めた株価水準以上で行使を促進することができ、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となります。

株価に連動して行使価額が修正されるという条項が付されているため、行使により交付される株式の数が確定せず、希薄化がどれほど進むか想定しづらいという特徴を補うため、上記のリセット価額を設定することに加えて、本件新株予約権の行使によって交付される累計株式数の上限を17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)に設定する予定(詳細については、本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)とすることで、希薄化の進行に一定の歯止めをかけ、発行済株式総数の増加により株主に過度な影響が及ばない形での資金調達を企図しています。

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断で残存する本件新株予約権の全部又は一部を取得することができ、資本政策の柔軟性を確保することができます。

- 2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、17,500個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当て又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。(以下、かかる本件新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得(残存する本新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社東証証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めならびに株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせない。割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
 - (1) 割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
 - (2) 割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 6 新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
- 7 1単元の株式数の数の定めを廃止等に伴う取扱い
当社が1単元の株式数の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

5【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	金219,500円
発行価格	金21,950円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年9月30日(木)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 大阪市中央区瓦町三丁目1番4号
払込期日	平成22年9月30日(木)
割当日	平成22年9月30日(木)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成22年9月13日(月)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第2回乃至第5回および第7回乃至第11回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなうて変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間(それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(86.4円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の直前5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日までの5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正される(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の行使価額の下限は50.4円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。 割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)となっており、これを超えて行使されることはない(別記(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照)。 資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、すべて下限行使価額である50.4円で行使された場合、調達金額の総額は884,195,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初86.4円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成22年10月1日以降、平成24年9月28日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額および行使価額修正決議日現在におけるリセット価額(本項第(3)号に定義する。)を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(株式会社東京証券取引所の業務を承継する金融商品取引所を含む。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)または当該決定日において有効なりセット価額(本項第(3)号に定義する。)のいずれか高い価額に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
----------------	--

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が50.4円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が144円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額(以下に定義する。)を下回った場合、当該5連続取引日(以下「リセット価額判定期間」という。)の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)、またはリセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他の必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記() による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)、</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金100,219,500円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を取得した場合には、上記金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>1 平成22年10月1日から平成25年9月30日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成25年9月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p> <p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価格修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社トーア紡コーポレーション 総務部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</p> <p>4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</p> <p>5 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成24年9月28日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(2) 平成24年9月29日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行うものとする。</p>

	<p>(5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求および個別行使請求の各場合に依じて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p> <p>(7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。</p> <p>(8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p>

- (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。
- (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。
- (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
- 3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。
- (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
- 4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。
- 5 (1) 以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
- () 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
- () 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- () 当社の重要な財産が差し押さえられた場合
- (2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会后2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成24年9月28日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成24年9月28日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p> <p>5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。)に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注)1 本件新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「くらしと社会の明日を紡ぐ企業」として、さらなる高品質と市場の求める価値の創造を実現するために衣料事業、インテリア産業資材事業、非繊維事業の各事業に取り組んでおります。

衣料事業は、羊毛を原料として高品質な繊維を提供する糸部門、企業・学校向け衣料を製造するユニフォーム部門、百貨店等に対して衣料を販売するテキスタイル部門で構成しております。

インテリア産業資材事業は、自動車関連製品を製造する自動車内装材部門及びファイバー部門、ベッド用資材・土木資材を提供する産業資材用不織布部門、OEM用のカーペットを製造するカーペット部門で構成しております。特に昨年度においては、自動車内装材部門が中国国内の自動車増産を受けて、好調に推移しました。

非繊維事業は、主に電動工具用スイッチ部品を製造する半導体部門、電子材料等を製造するファインケミカル部門、ショッピングセンター、本社ビルの開発・賃貸を行う不動産部門、自動車教習部門で構成しております。

今回の新株予約権は、上記の当社グループ各事業の設備投資等の資金需要に対し、有利子負債の増加を抑えつつ機動的に対応できる体制の構築を目的としております。特に自動車内装材部門については、中国での自動車増産を受けて今後成長が期待できる部門であり、設備増強を目的として当該部門の中国子会社への追加出資を計画中です。

また、当社グループの課題として有利子負債の削減がございまして、本件新株予約権の発行により、自己資本の充実を図るとともに、調達資金の一部を借入金返済に充当することで、財務基盤の拡充が可能と考えております。

具体的な資金使途につきましては、後記「11 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載のとおりであります。

(2) 本件新株予約権を選択した理由

上記(1)「資金調達の主な目的」に記載しました事業戦略を遂行するにあたり、資金需要の断続的な発生が見込まれるため、資金調達に際しては、有利子負債の増加を可及的に抑えるとともに、機動性を確保しつつ、既存株主の利益に配慮した仕組みが必要となります。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下～に示す本件新株予約権の特徴は上記に示した当社のニーズを満たすものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本件新株予約権の発行を決議いたしました。

(他の資金調達方法と比較した場合の本スキームの特徴)

当社グループの課題である有利子負債の削減を実現するという観点から、有利子負債の増加に直結するデット・ファイナンスや、行使されるまでは有利子負債を増加させることとなる転換社債型新株予約権付社債ではなく、本新株予約権を発行することにより、発行時点において払込金額が純資産に計上されることに加えて、行使が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなります。

当社は、修正開始日行使価額が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定することが可能であるため、当社株式動向や市場環境等を勘案し、タイミングを捉えて行使促進を図ることができます。

行使価額の修正開始が決定されると、以後、定期的に行使価額が修正されることによって、行使のタイミングと行使価額が分散されることが期待されます。公募増資により一度に全株を発行する場合には、資金調達が一時に可能になる反面、一株当たりの利益の希薄化も一時に発生し、株価に対する影響も大きいと考えられるのに対して、本スキームでは、資金調達の時期が分散され、株価・流動性の推移により、調達金額が減少する可能性があるものの、一時点での希薄化発生が回避され株価への影響が低減されるとともに、株価上昇局面においては発行株数の抑制と円滑な行使が期待できます。

当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先が行使を表明した新株予約権は、一定の条件が満たされる限り、権利行使最終期日までに全て行使される仕組みとなっておりますので、行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正条項付新株予約権よりも機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。

リセット価額の設定により、株価が想定よりも下落した場合には、行使価額が一旦、当初行使価額まで戻ることで、以降の行使が自動的に抑制されるとともに、株価の回復を待って再度行使促進を図ることができます。これにより、当社が定めた株価水準以上で行使を促進することができ、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となります。

株価に連動して行使価額が修正されるという条項が付されているため、行使により交付される株式の数が確定せず、希薄化がどれほど進むか想定しづらいという特徴を補うため、上記のリセット価額を設定することに加えて、本件新株予約権の行使によって交付される累計株式数の上限を17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)に設定する予定(詳細については、本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)とすることで、希薄化の進行に一定の歯止めをかけ、発行済株式総数の増加により株主に過度な影響が及ばない形での資金調達を企図しています。

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断で残存する本件新株予約権の全部又は一部を取得することができ、資本政策の柔軟性を確保することができます。

- 2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、17,500個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当て又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。(以下、かかる本件新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得(残存する本新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社東証証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めならびに株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせない。割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
 - (1) 割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
 - (2) 割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 6 新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
- 7 1単元の株式数の数の定めを廃止等に伴う取扱い
当社が1単元の株式数の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

6【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	金219,500円
発行価格	金21,950円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年9月30日(木)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 大阪市中央区瓦町三丁目1番4号
払込期日	平成22年9月30日(木)
割当日	平成22年9月30日(木)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成22年9月13日(月)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第2回乃至第6回および第8回乃至第11回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間(それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(86.4円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の直前5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日までの5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正される(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の行使価額の下限は50.4円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。 割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)となっており、これを超えて行使されることはない(別記(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照)。 資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、すべて下限行使価額である50.4円で行使された場合、調達金額の総額は884,195,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初86.4円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成22年10月1日以降、平成24年9月28日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額および行使価額修正決議日現在におけるリセット価額(本項第(3)号に定義する。)を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(株式会社東京証券取引所の業務を承継する金融商品取引所を含む。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)または当該決定日において有効なりセット価額(本項第(3)号に定義する。)のいずれか高い価額に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
----------------	--

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が50.4円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が144円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額(以下に定義する。)を下回った場合、当該5連続取引日(以下「リセット価額判定期間」という。)の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)、またはリセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他の必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

	<p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。</p>
--	--

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)、</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金100,219,500円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を取得した場合には、上記金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>1 平成22年10月1日から平成25年9月30日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成25年9月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p> <p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価格修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社トーア紡コーポレーション 総務部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</p> <p>4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</p> <p>5 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成24年9月28日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(2) 平成24年9月29日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行うものとする。</p>

	<p>(5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求および個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p> <p>(7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。</p> <p>(8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p>

- (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。
- (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。
- (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
- 3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。
- (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
- 4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。
- 5 (1) 以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
- () 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
- () 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- () 当社の重要な財産が差し押さえられた場合
- (2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会后2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成24年9月28日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成24年9月28日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p> <p>5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。)に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注)1 本件新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「くらしと社会の明日を紡ぐ企業」として、さらなる高品質と市場の求める価値の創造を実現するために衣料事業、インテリア産業資材事業、非繊維事業の各事業に取り組んでおります。

衣料事業は、羊毛を原料として高品質な繊維を提供する糸部門、企業・学校向け衣料を製造するユニフォーム部門、百貨店等に対して衣料を販売するテキスタイル部門で構成しております。

インテリア産業資材事業は、自動車関連製品を製造する自動車内装材部門及びファイバー部門、ベッド用資材・土木資材を提供する産業資材用不織布部門、OEM用のカーペットを製造するカーペット部門で構成しております。特に昨年度においては、自動車内装材部門が中国国内の自動車増産を受けて、好調に推移しました。

非繊維事業は、主に電動工具用スイッチ部品を製造する半導体部門、電子材料等を製造するファインケミカル部門、ショッピングセンター、本社ビルの開発・賃貸を行う不動産部門、自動車教習部門で構成しております。

今回の新株予約権は、上記の当社グループ各事業の設備投資等の資金需要に対し、有利子負債の増加を抑えつつ機動的に対応できる体制の構築を目的としております。特に自動車内装材部門については、中国での自動車増産を受けて今後成長が期待できる部門であり、設備増強を目的として当該部門の中国子会社への追加出資を計画中です。

また、当社グループの課題として有利子負債の削減がございまして、本件新株予約権の発行により、自己資本の充実を図るとともに、調達資金の一部を借入金返済に充当することで、財務基盤の拡充が可能と考えております。

具体的な資金使途につきましては、後記「11 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載のとおりであります。

(2) 本件新株予約権を選択した理由

上記(1)「資金調達の主な目的」に記載しました事業戦略を遂行するにあたり、資金需要の断続的な発生が見込まれるため、資金調達に際しては、有利子負債の増加を可及的に抑えるとともに、機動性を確保しつつ、既存株主の利益に配慮した仕組みが必要となります。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下～に示す本件新株予約権の特徴は上記に示した当社のニーズを満たすものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本件新株予約権の発行を決議いたしました。

(他の資金調達方法と比較した場合の本スキームの特徴)

当社グループの課題である有利子負債の削減を実現するという観点から、有利子負債の増加に直結するデット・ファイナンスや、行使されるまでは有利子負債を増加させることとなる転換社債型新株予約権付社債ではなく、本新株予約権を発行することにより、発行時点において払込金額が純資産に計上されることに加えて、行使が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなります。

当社は、修正開始日行使価額が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定することが可能であるため、当社株式動向や市場環境等を勘案し、タイミングを捉えて行使促進を図ることができます。

行使価額の修正開始が決定されると、以後、定期的に行使価額が修正されることによって、行使のタイミングと行使価額が分散されることが期待されます。公募増資により一度に全株を発行する場合には、資金調達が一時に可能になる反面、一株当たりの利益の希薄化も一時に発生し、株価に対する影響も大きいと考えられるのに対して、本スキームでは、資金調達の時期が分散され、株価・流動性の推移により、調達金額が減少する可能性があるものの、一時点での希薄化発生が回避され株価への影響が低減されるとともに、株価上昇局面においては発行株数の抑制と円滑な行使が期待できます。

当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先が行使を表明した新株予約権は、一定の条件が満たされる限り、権利行使最終期日までに全て行使される仕組みとなっておりますので、行使の制限や制限の解除のみが可能で他の行使価額修正条項付新株予約権よりも機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。

リセット価額の設定により、株価が想定よりも下落した場合には、行使価額が一旦、当初行使価額まで戻ることで、以降の行使が自動的に抑制されるとともに、株価の回復を待って再度行使促進を図ることができます。これにより、当社が定めた株価水準以上で行使を促進することができ、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となります。

株価に連動して行使価額が修正されるという条項が付されているため、行使により交付される株式の数が確定せず、希薄化がどれほど進むか想定しづらいという特徴を補うため、上記のリセット価額を設定することに加えて、本件新株予約権の行使によって交付される累計株式数の上限を17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)に設定する予定(詳細については、本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)とすることで、希薄化の進行に一定の歯止めをかけ、発行済株式総数の増加により株主に過度な影響が及ばない形での資金調達を企図しています。

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断で残存する本件新株予約権の全部又は一部を取得することができ、資本政策の柔軟性を確保することができます。

- 2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、17,500個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当て又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。(以下、かかる本件新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得(残存する本新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社東証証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めならびに株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせない。割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
 - (1) 割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
 - (2) 割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 6 新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
- 7 1単元の株式数の数の定めを廃止等に伴う取扱い
当社が1単元の株式数の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

7【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	金219,500円
発行価格	金21,950円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年9月30日(木)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 大阪市中央区瓦町三丁目1番4号
払込期日	平成22年9月30日(木)
割当日	平成22年9月30日(木)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成22年9月13日(月)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される第2回乃至第7回および当社第9回乃至第11回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなうて変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間(それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(86.4円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の直前5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日までの5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正される(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の行使価額の下限は50.4円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。 割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)となっており、これを超えて行使されることはない(別記(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照)。 資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、すべて下限行使価額である50.4円で行使された場合、調達金額の総額は884,195,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初86.4円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成22年10月1日以降、平成24年9月28日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額および行使価額修正決議日現在におけるリセット価額(本項第(3)号に定義する。)を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(株式会社東京証券取引所の業務を承継する金融商品取引所を含む。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)または当該決定日において有効なりセット価額(本項第(3)号に定義する。)のいずれか高い価額に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
----------------	--

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が50.4円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が144円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額(以下に定義する。)を下回った場合、当該5連続取引日(以下「リセット価額判定期間」という。)の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)、またはリセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他の必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)、</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金100,219,500円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を取得した場合には、上記金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年10月1日から平成25年9月30日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成25年9月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。 2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価格修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 5 新株予約権の行使請求および払込の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成24年9月28日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (2) 平成24年9月29日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行うものとする。

	<p>(5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求および個別行使請求の各場合に依じて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p> <p>(7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。</p> <p>(8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p>

- (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。
- (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。
- (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
- 3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。
- (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
- 4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。
- 5 (1) 以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
- () 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
- () 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- () 当社の重要な財産が差し押さえられた場合
- (2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会后2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成24年9月28日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成24年9月28日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p> <p>5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。)に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注)1 本件新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「くらしと社会の明日を紡ぐ企業」として、さらなる高品質と市場の求める価値の創造を実現するために衣料事業、インテリア産業資材事業、非繊維事業の各事業に取り組んでおります。

衣料事業は、羊毛を原料として高品質な繊維を提供する糸部門、企業・学校向け衣料を製造するユニフォーム部門、百貨店等に対して衣料を販売するテキスタイル部門で構成しております。

インテリア産業資材事業は、自動車関連製品を製造する自動車内装材部門及びファイバー部門、ベッド用資材・土木資材を提供する産業資材用不織布部門、OEM用のカーペットを製造するカーペット部門で構成しております。特に昨年度においては、自動車内装材部門が中国国内の自動車増産を受けて、好調に推移しました。

非繊維事業は、主に電動工具用スイッチ部品を製造する半導体部門、電子材料等を製造するファインケミカル部門、ショッピングセンター、本社ビルの開発・賃貸を行う不動産部門、自動車教習部門で構成しております。

今回の新株予約権は、上記の当社グループ各事業の設備投資等の資金需要に対し、有利子負債の増加を抑えつつ機動的に対応できる体制の構築を目的としております。特に自動車内装材部門については、中国での自動車増産を受けて今後成長が期待できる部門であり、設備増強を目的として当該部門の中国子会社への追加出資を計画中です。

また、当社グループの課題として有利子負債の削減がございまして、本件新株予約権の発行により、自己資本の充実を図るとともに、調達資金の一部を借入金返済に充当することで、財務基盤の拡充が可能と考えております。

具体的な資金使途につきましては、後記「11 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載のとおりであります。

(2) 本件新株予約権を選択した理由

上記(1)「資金調達の主な目的」に記載しました事業戦略を遂行するにあたり、資金需要の断続的な発生が見込まれるため、資金調達に際しては、有利子負債の増加を可及的に抑えるとともに、機動性を確保しつつ、既存株主の利益に配慮した仕組みが必要となります。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下～に示す本件新株予約権の特徴は上記に示した当社のニーズを満たすものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本件新株予約権の発行を決議いたしました。

(他の資金調達方法と比較した場合の本スキームの特徴)

当社グループの課題である有利子負債の削減を実現するという観点から、有利子負債の増加に直結するデット・ファイナンスや、行使されるまでは有利子負債を増加させることとなる転換社債型新株予約権付社債ではなく、本新株予約権を発行することにより、発行時点において払込金額が純資産に計上されることに加えて、行使が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなります。

当社は、修正開始日行使価額が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定することが可能であるため、当社株式動向や市場環境等を勘案し、タイミングを捉えて行使促進を図ることができます。

行使価額の修正開始が決定されると、以後、定期的に行使価額が修正されることによって、行使のタイミングと行使価額が分散されることが期待されます。公募増資により一度に全株を発行する場合には、資金調達が一時に可能になる反面、一株当たりの利益の希薄化も一時に発生し、株価に対する影響も大きいと考えられるのに対して、本スキームでは、資金調達の時期が分散され、株価・流動性の推移により、調達金額が減少する可能性があるものの、一時点での希薄化発生が回避され株価への影響が低減されるとともに、株価上昇局面においては発行株数の抑制と円滑な行使が期待できます。

当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先が行使を表明した新株予約権は、一定の条件が満たされる限り、権利行使最終期日までに全て行使される仕組みとなっておりますので、行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正条項付新株予約権よりも機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。

リセット価額の設定により、株価が想定よりも下落した場合には、行使価額が一旦、当初行使価額まで戻ることで、以降の行使が自動的に抑制されるとともに、株価の回復を待って再度行使促進を図ることができます。これにより、当社が定めた株価水準以上で行使を促進することができ、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となります。

株価に連動して行使価額が修正されるという条項が付されているため、行使により交付される株式の数が確定せず、希薄化がどれほど進むか想定しづらいという特徴を補うため、上記のリセット価額を設定することに加えて、本件新株予約権の行使によって交付される累計株式数の上限を17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)に設定する予定(詳細については、本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)とすることで、希薄化の進行に一定の歯止めをかけ、発行済株式総数の増加により株主に過度な影響が及ばない形での資金調達を企図しています。

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断で残存する本件新株予約権の全部又は一部を取得することができ、資本政策の柔軟性を確保することができます。

- 2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、17,500個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当て又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。(以下、かかる本件新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得(残存する本新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社東証証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めならびに株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせない。割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
 - (1) 割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
 - (2) 割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 6 新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
- 7 1単元の株式数の数の定めを廃止等に伴う取扱い
当社が1単元の株式数の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

8【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	金219,500円
発行価格	金21,950円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年9月30日(木)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 大阪市中央区瓦町三丁目1番4号
払込期日	平成22年9月30日(木)
割当日	平成22年9月30日(木)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成22年9月13日(月)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第2回乃至第8回および第10回、第11回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなうて変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間(それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(86.4円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の直前5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日までの5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正される(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の行使価額の下限は50.4円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。 割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)となっており、これを超えて行使されることはない(別記(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照)。 資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、すべて下限行使価額である50.4円で行使された場合、調達金額の総額は884,195,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初86.4円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成22年10月1日以降、平成24年9月28日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額および行使価額修正決議日現在におけるリセット価額(本項第(3)号に定義する。)を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(株式会社東京証券取引所の業務を承継する金融商品取引所を含む。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)または当該決定日において有効なりセット価額(本項第(3)号に定義する。)のいずれか高い価額に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
----------------	--

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が50.4円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が144円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額(以下に定義する。)を下回った場合、当該5連続取引日(以下「リセット価額判定期間」という。)の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)、またはリセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他の必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)、</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金100,219,500円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を取得した場合には、上記金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年10月1日から平成25年9月30日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成25年9月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。 2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価格修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 5 新株予約権の行使請求および払込の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成24年9月28日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (2) 平成24年9月29日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行うものとする。

	<p>(5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求および個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p> <p>(7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。</p> <p>(8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p>

- (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。
- (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。
- (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
- 3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。
- (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
- 4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。
- 5 (1) 以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
- () 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
- () 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- () 当社の重要な財産が差し押さえられた場合
- (2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会后2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成24年9月28日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成24年9月28日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p> <p>5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。)に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注)1 本件新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「くらしと社会の明日を紡ぐ企業」として、さらなる高品質と市場の求める価値の創造を実現するために衣料事業、インテリア産業資材事業、非繊維事業の各事業に取り組んでおります。

衣料事業は、羊毛を原料として高品質な繊維を提供する糸部門、企業・学校向け衣料を製造するユニフォーム部門、百貨店等に対して衣料を販売するテキスタイル部門で構成しております。

インテリア産業資材事業は、自動車関連製品を製造する自動車内装材部門及びファイバー部門、ベッド用資材・土木資材を提供する産業資材用不織布部門、OEM用のカーペットを製造するカーペット部門で構成しております。特に昨年度においては、自動車内装材部門が中国国内の自動車増産を受けて、好調に推移しました。

非繊維事業は、主に電動工具用スイッチ部品を製造する半導体部門、電子材料等を製造するファインケミカル部門、ショッピングセンター、本社ビルの開発・賃貸を行う不動産部門、自動車教習部門で構成しております。

今回の新株予約権は、上記の当社グループ各事業の設備投資等の資金需要に対し、有利子負債の増加を抑えつつ機動的に対応できる体制の構築を目的としております。特に自動車内装材部門については、中国での自動車増産を受けて今後成長が期待できる部門であり、設備増強を目的として当該部門の中国子会社への追加出資を計画中です。

また、当社グループの課題として有利子負債の削減がございまして、本件新株予約権の発行により、自己資本の充実を図るとともに、調達資金の一部を借入金返済に充当することで、財務基盤の拡充が可能と考えております。

具体的な資金使途につきましては、後記「11 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載のとおりであります。

(2) 本件新株予約権を選択した理由

上記(1)「資金調達の主な目的」に記載しました事業戦略を遂行するにあたり、資金需要の断続的な発生が見込まれるため、資金調達に際しては、有利子負債の増加を可及的に抑えるとともに、機動性を確保しつつ、既存株主の利益に配慮した仕組みが必要となります。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下～に示す本件新株予約権の特徴は上記に示した当社のニーズを満たすものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本件新株予約権の発行を決議いたしました。

(他の資金調達方法と比較した場合の本スキームの特徴)

当社グループの課題である有利子負債の削減を実現するという観点から、有利子負債の増加に直結するデット・ファイナンスや、行使されるまでは有利子負債を増加させることとなる転換社債型新株予約権付社債ではなく、本新株予約権を発行することにより、発行時点において払込金額が純資産に計上されることに加えて、行使が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなります。

当社は、修正開始日行使価額が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定することが可能であるため、当社株式動向や市場環境等を勘案し、タイミングを捉えて行使促進を図ることができます。

行使価額の修正開始が決定されると、以後、定期的に行使価額が修正されることによって、行使のタイミングと行使価額が分散されることが期待されます。公募増資により一度に全株を発行する場合には、資金調達が一時に可能になる反面、一株当たりの利益の希薄化も一時に発生し、株価に対する影響も大きいと考えられるのに対して、本スキームでは、資金調達の時期が分散され、株価・流動性の推移により、調達金額が減少する可能性があるものの、一時点での希薄化発生が回避され株価への影響が低減されるとともに、株価上昇局面においては発行株数の抑制と円滑な行使が期待できます。

当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先が行使を表明した新株予約権は、一定の条件が満たされる限り、権利行使最終期日までに全て行使される仕組みとなっておりますので、行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正条項付新株予約権よりも機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。

リセット価額の設定により、株価が想定よりも下落した場合には、行使価額が一旦、当初行使価額まで戻ることで、以降の行使が自動的に抑制されるとともに、株価の回復を待って再度行使促進を図ることができます。これにより、当社が定めた株価水準以上で行使を促進することができ、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となります。

株価に連動して行使価額が修正されるという条項が付されているため、行使により交付される株式の数が確定せず、希薄化がどれほど進むか想定しづらいという特徴を補うため、上記のリセット価額を設定することに加えて、本件新株予約権の行使によって交付される累計株式数の上限を17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)に設定する予定(詳細については、本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)とすることで、希薄化の進行に一定の歯止めをかけ、発行済株式総数の増加により株主に過度な影響が及ばない形での資金調達を企図しています。

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断で残存する本件新株予約権の全部又は一部を取得することができ、資本政策の柔軟性を確保することができます。

- 2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、17,500個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当て又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。(以下、かかる本件新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得(残存する本新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社東証証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めならびに株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせない。割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
 - (1) 割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
 - (2) 割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 6 新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
- 7 1単元の株式数の数の定めを廃止等に伴う取扱い
当社が1単元の株式数の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

9【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	金219,500円
発行価格	金21,950円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年9月30日(木)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 大阪市中央区瓦町三丁目1番4号
払込期日	平成22年9月30日(木)
割当日	平成22年9月30日(木)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成22年9月13日(月)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第2回乃至第9回および第11回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間(それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(86.4円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の直前5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日までの5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正される(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の行使価額の下限は50.4円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。 割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)となっており、これを超えて行使されることはない(別記(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照)。 資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、すべて下限行使価額である50.4円で行使された場合、調達金額の総額は884,195,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初86.4円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成22年10月1日以降、平成24年9月28日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額および行使価額修正決議日現在におけるリセット価額(本項第(3)号に定義する。)を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(株式会社東京証券取引所の業務を承継する金融商品取引所を含む。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)または当該決定日において有効なりセット価額(本項第(3)号に定義する。)のいずれか高い価額に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
----------------	---

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が50.4円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が144円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額(以下に定義する。)を下回った場合、当該5連続取引日(以下「リセット価額判定期間」という。)の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)、またはリセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他の必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)、</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金100,219,500円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を取得した場合には、上記金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>1 平成22年10月1日から平成25年9月30日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成25年9月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p> <p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価格修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社トーア紡コーポレーション 総務部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</p> <p>4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</p> <p>5 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成24年9月28日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(2) 平成24年9月29日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行うものとする。</p>

	<p>(5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求および個別行使請求の各場合にに応じて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p> <p>(7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。</p> <p>(8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p>

- (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。
- (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。
- (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
- 3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。
- (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
- 4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。
- 5 (1) 以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
- () 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
- () 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- () 当社の重要な財産が差し押さえられた場合
- (2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成24年9月28日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成24年9月28日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p> <p>5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。)に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注)1 本件新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「くらしと社会の明日を紡ぐ企業」として、さらなる高品質と市場の求める価値の創造を実現するために衣料事業、インテリア産業資材事業、非繊維事業の各事業に取り組んでおります。

衣料事業は、羊毛を原料として高品質な繊維を提供する糸部門、企業・学校向け衣料を製造するユニフォーム部門、百貨店等に対して衣料を販売するテキスタイル部門で構成しております。

インテリア産業資材事業は、自動車関連製品を製造する自動車内装材部門及びファイバー部門、ベッド用資材・土木資材を提供する産業資材用不織布部門、OEM用のカーペットを製造するカーペット部門で構成しております。特に昨年度においては、自動車内装材部門が中国国内の自動車増産を受けて、好調に推移しました。

非繊維事業は、主に電動工具用スイッチ部品を製造する半導体部門、電子材料等を製造するファインケミカル部門、ショッピングセンター、本社ビルの開発・賃貸を行う不動産部門、自動車教習部門で構成しております。

今回の新株予約権は、上記の当社グループ各事業の設備投資等の資金需要に対し、有利子負債の増加を抑えつつ機動的に対応できる体制の構築を目的としております。特に自動車内装材部門については、中国での自動車増産を受けて今後成長が期待できる部門であり、設備増強を目的として当該部門の中国子会社への追加出資を計画中です。

また、当社グループの課題として有利子負債の削減がございまして、本件新株予約権の発行により、自己資本の充実を図るとともに、調達資金の一部を借入金返済に充当することで、財務基盤の拡充が可能と考えております。

具体的な資金使途につきましては、後記「11 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載のとおりであります。

(2) 本件新株予約権を選択した理由

上記(1)「資金調達の主な目的」に記載しました事業戦略を遂行するにあたり、資金需要の断続的な発生が見込まれるため、資金調達に際しては、有利子負債の増加を可及的に抑えるとともに、機動性を確保しつつ、既存株主の利益に配慮した仕組みが必要となります。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下～に示す本件新株予約権の特徴は上記に示した当社のニーズを満たすものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本件新株予約権の発行を決議いたしました。

(他の資金調達方法と比較した場合の本スキームの特徴)

当社グループの課題である有利子負債の削減を実現するという観点から、有利子負債の増加に直結するデット・ファイナンスや、行使されるまでは有利子負債を増加させることとなる転換社債型新株予約権付社債ではなく、本新株予約権を発行することにより、発行時点において払込金額が純資産に計上されることに加えて、行使が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなります。

当社は、修正開始日行使価額が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定することが可能であるため、当社株式動向や市場環境等を勘案し、タイミングを捉えて行使促進を図ることができます。

行使価額の修正開始が決定されると、以後、定期的に行使価額が修正されることによって、行使のタイミングと行使価額が分散されることが期待されます。公募増資により一度に全株を発行する場合には、資金調達が一時に可能になる反面、一株当たりの利益の希薄化も一時に発生し、株価に対する影響も大きいと考えられるのに対して、本スキームでは、資金調達の時期が分散され、株価・流動性の推移により、調達金額が減少する可能性があるものの、一時点での希薄化発生が回避され株価への影響が低減されるとともに、株価上昇局面においては発行株数の抑制と円滑な行使が期待できます。

当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先が行使を表明した新株予約権は、一定の条件が満たされる限り、権利行使最終期日までに全て行使される仕組みとなっておりますので、行使の制限や制限の解除のみが可能で他の行使価額修正条項付新株予約権よりも機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。

リセット価額の設定により、株価が想定よりも下落した場合には、行使価額が一旦、当初行使価額まで戻ることで、以降の行使が自動的に抑制されるとともに、株価の回復を待って再度行使促進を図ることができます。これにより、当社が定めた株価水準以上で行使を促進することができ、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となります。

株価に連動して行使価額が修正されるという条項が付されているため、行使により交付される株式の数が確定せず、希薄化がどれほど進むか想定しづらいという特徴を補うため、上記のリセット価額を設定することに加えて、本件新株予約権の行使によって交付される累計株式数の上限を17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)に設定する予定(詳細については、本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)とすることで、希薄化の進行に一定の歯止めをかけ、発行済株式総数の増加により株主に過度な影響が及ばない形での資金調達を企図しています。

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断で残存する本件新株予約権の全部又は一部を取得することができ、資本政策の柔軟性を確保することができます。

- 2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、17,500個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当て又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。(以下、かかる本件新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得(残存する本新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社東証証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めならびに株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせない。割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
 - (1) 割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
 - (2) 割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 6 新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
- 7 1単元の株式数の数の定めを廃止等に伴う取扱い
当社が1単元の株式数の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

10【新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	金219,500円
発行価格	金21,950円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年9月30日(木)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 大阪市中央区瓦町三丁目1番4号
払込期日	平成22年9月30日(木)
割当日	平成22年9月30日(木)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成22年9月13日(月)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第2回乃至第10回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなうて変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間(それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(86.4円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の直前5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日までの5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×90%に修正される(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の行使価額の下限は50.4円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。 割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)となっており、これを超えて行使されることはない(別記(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照)。 資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、すべて下限行使価額である50.4円で行使された場合、調達金額の総額は884,195,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初86.4円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、平成22年10月1日以降、平成24年9月28日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額および行使価額修正決議日現在におけるリセット価額(本項第(3)号に定義する。)を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(株式会社東京証券取引所の業務を承継する金融商品取引所を含む。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)または当該決定日において有効なりセット価額(本項第(3)号に定義する。)のいずれか高い価額に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。</p>
-----------------------	--

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が50.4円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が144円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額(以下に定義する。)を下回った場合、当該5連続取引日(以下「リセット価額判定期間」という。)の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)、またはリセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他の必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)、</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金100,219,500円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を取得した場合には、上記金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,021,950円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年10月1日から平成25年9月30日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成25年9月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。 2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価格修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社トーア紡コーポレーション 総務部 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 5 新株予約権の行使請求および払込の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成24年9月28日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (2) 平成24年9月29日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。 (4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行うものとする。

	<p>(5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求および個別行使請求の各場合にに応じて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p> <p>(7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。</p> <p>(8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p>

- (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。
- (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。
- (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
- 3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。
- (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
- 4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。
- 5 (1) 以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
- () 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
- () 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- () 当社の重要な財産が差し押さえられた場合
- (2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会后2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成24年9月28日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成24年9月28日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p> <p>5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。)に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注)1 本件新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「くらしと社会の明日を紡ぐ企業」として、さらなる高品質と市場の求める価値の創造を実現するために衣料事業、インテリア産業資材事業、非繊維事業の各事業に取り組んでおります。

衣料事業は、羊毛を原料として高品質な繊維を提供する糸部門、企業・学校向け衣料を製造するユニフォーム部門、百貨店等に対して衣料を販売するテキスタイル部門で構成しております。

インテリア産業資材事業は、自動車関連製品を製造する自動車内装材部門及びファイバー部門、ベッド用資材・土木資材を提供する産業資材用不織布部門、OEM用のカーペットを製造するカーペット部門で構成しております。特に昨年度においては、自動車内装材部門が中国国内の自動車増産を受けて、好調に推移しました。

非繊維事業は、主に電動工具用スイッチ部品を製造する半導体部門、電子材料等を製造するファインケミカル部門、ショッピングセンター、本社ビルの開発・賃貸を行う不動産部門、自動車教習部門で構成しております。

今回の新株予約権は、上記の当社グループ各事業の設備投資等の資金需要に対し、有利子負債の増加を抑えつつ機動的に対応できる体制の構築を目的としております。特に自動車内装材部門については、中国での自動車増産を受けて今後成長が期待できる部門であり、設備増強を目的として当該部門の中国子会社への追加出資を計画中です。

また、当社グループの課題として有利子負債の削減がございまして、本件新株予約権の発行により、自己資本の充実を図るとともに、調達資金の一部を借入金返済に充当することで、財務基盤の拡充が可能と考えております。

具体的な資金使途につきましては、後記「11 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」に記載のとおりであります。

(2) 本件新株予約権を選択した理由

上記(1)「資金調達の主な目的」に記載しました事業戦略を遂行するにあたり、資金需要の断続的な発生が見込まれるため、資金調達に際しては、有利子負債の増加を可及的に抑えるとともに、機動性を確保しつつ、既存株主の利益に配慮した仕組みが必要となります。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下～に示す本件新株予約権の特徴は上記に示した当社のニーズを満たすものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本件新株予約権の発行を決議いたしました。

(他の資金調達方法と比較した場合の本スキームの特徴)

当社グループの課題である有利子負債の削減を実現するという観点から、有利子負債の増加に直結するデット・ファイナンスや、行使されるまでは有利子負債を増加させることとなる転換社債型新株予約権付社債ではなく、本新株予約権を発行することにより、発行時点において払込金額が純資産に計上されることに加えて、行使が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなります。

当社は、修正開始日行使価額が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定することが可能であるため、当社株式動向や市場環境等を勘案し、タイミングを捉えて行使促進を図ることができます。

行使価額の修正開始が決定されると、以後、定期的に行使価額が修正されることによって、行使のタイミングと行使価額が分散されることが期待されます。公募増資により一度に全株を発行する場合には、資金調達が一時に可能になる反面、一株当たりの利益の希薄化も一時に発生し、株価に対する影響も大きいと考えられるのに対して、本スキームでは、資金調達の時期が分散され、株価・流動性の推移により、調達金額が減少する可能性があるものの、一時点での希薄化発生が回避され株価への影響が低減されるとともに、株価上昇局面においては発行株数の抑制と円滑な行使が期待できます。

当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先が行使を表明した新株予約権は、一定の条件が満たされる限り、権利行使最終期日までに全て行使される仕組みとなっておりますので、行使の制限や制限の解除のみが可能で他の行使価額修正条項付新株予約権よりも機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。

リセット価額の設定により、株価が想定よりも下落した場合には、行使価額が一旦、当初行使価額まで戻ることで、以降の行使が自動的に抑制されるとともに、株価の回復を待って再度行使促進を図ることができます。これにより、当社が定めた株価水準以上で行使を促進することができ、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となります。

株価に連動して行使価額が修正されるという条項が付されているため、行使により交付される株式の数が確定せず、希薄化がどれほど進むか想定しづらいという特徴を補うため、上記のリセット価額を設定することに加えて、本件新株予約権の行使によって交付される累計株式数の上限を17,500,000株(発行決議日現在の発行済株式数の約24.3%)に設定する予定(詳細については、本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)とすることで、希薄化の進行に一定の歯止めをかけ、発行済株式総数の増加により株主に過度な影響が及ばない形での資金調達を企図しています。

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断で残存する本件新株予約権の全部又は一部を取得することができ、資本政策の柔軟性を確保することができます。

- 2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、17,500個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当て又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。(以下、かかる本件新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得(残存する本新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社東証証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めならびに株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせない。割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
 - (1) 割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
 - (2) 割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 6 新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項または第2項に定めるいずれの取得も行われていない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
- 7 1単元の株式数の数の定めを廃止等に伴う取扱い
当社が1単元の株式数の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

1 1 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,002,195,000	21,000,000	981,195,000

- (注) 1 上記金額は第2回乃至第11回新株予約権の合計額である。また、払込金額の総額は、発行価額の総額(第2回乃至第11回新株予約権合計2,195,000円)に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(第2回乃至第11回新株予約権合計1,000,000,000円)を合算した金額である。
- 2 本件新株予約権の行使は新株予約権者の判断によるものであり、本有価証券届出書提出日現在において新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額および払込日は確定していない。
- 3 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を取得した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
子会社出資資金	300	平成22年11月～平成24年6月
借入金返済資金	400	平成22年10月～平成24年9月
設備投資資金	200	平成22年10月～平成24年9月
運転資金	残額	平成22年10月～平成24年9月

上記資金使途は、今後2年の間に発生しうる資金使途の内訳を記載したものでありますが、本件新株予約権の行使状況により資金の調達額や調達時期は決定されますので、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載の設備増強を目的とした当社中国子会社への出資金約3億円を除いて、現時点においてはいつの時点でどの分野に充当するか明確に定まっておりません。具体的な使途については、実際に資金需要が生じて当社が行使価額の修正を決定した時点で開示いたします。また、上記資金使途に変更が生じた場合にも開示いたします。なお、当社は、調達した資金は速やかに支出する予定ですが、支出実行までに時間を要する場合は、当社銀行口座で安定的な資金管理を図ります。なお、平成22年9月13日現在、当社の設備投資計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	野村證券株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	平成22年6月29日 関東財務局長に提出
b. 当社と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成22年6月30日現在)	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成22年6月30日現在)	96,000株
	人事関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人事関係はありません。	
	資金関係	該当事項なし	
	技術又は取引等の関係	主幹事証券会社	
c. 割当予定先の選定理由	<p>当社は、野村證券株式会社が、当社の主幹事証券会社として良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待できること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ円滑な資本増強が期待できること、発行会社のニーズを充足するスキームを提供する高い商品開発力と提案力を兼ね備えていること、等を総合的に勘案した上で、同社への割当を予定しております。</p> <p>なお、本第三者割当は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。</p>		
d. 割り当てようとする株式の数	<p>本件新株予約権の目的である株式の数 本件新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本件新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、10,000,000円（以下「出資金額」という。）を行使価額で除して得られる最大整数とし、各回号における本件新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本件新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を行使価額で除して得られる最大整数とする（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。なお、各回号における本件新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本件新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、行使価額が修正または調整された場合は、本件新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。</p> <p>本件新株予約権全額が当初行使価額で行使された場合、交付株式数は、11,574,070株となる。</p>		
e. 株券等の保有方針	<p>割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本件新株予約権を譲渡せず、また、本件新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式は適時適切に売却する方針です。</p>		
f. 払込みに要する資金等の状況	<p>当社は、割当予定先の直近の財務諸表等から、割当予定先は本件新株予約権の払込みに要する財産を保有していると判断いたしました。</p>		
g. 割当予定先の実態	<p>割当予定先の親会社である野村ホールディングス株式会社は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、その倫理規定において「野村グループは、反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わないものとする。」と定めていることを確認しております。また割当予定先の野村證券株式会社は金融商品取引所の取引参加者であることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。</p>		

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本件新株予約権の払込金額は、一般的なオプション価格算定手法であるツリーモデルによる理論価格を基礎とし、本件新株予約権の行使請求により交付されることとなる株式数が、当社株式の売買高と比較して相当数にのぼることに加え、当社の判断で本件新株予約権が取得され得ることから、新株予約権者はリスクヘッジの観点から投資行動に制約を受けること、当社の判断により行使価額の修正開始を決定できること、行使価額の修正開始の決定後、新株予約権者は行使を希望する新株予約権の個数について、一定の条件下において権利行使最終期日までに当該個数の全てを行使することを約すること、行使価額が修正され、当該修正が開始された後、東証終値が「リセット価額」を一定期間連続して下回った場合、行使価額修正の決定が将来に向かって効力を失うこと、という特性を踏まえて、新株予約権者の投資リスク、当社株式に対する投資家の多様な需要に基づき、割当予定先が新株予約権の行使により交付を受ける株式の円滑かつ株価に配慮した売却が期待されることを勘案したディスカウント（同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド（条件決定日の時価株価と発行価額の差）と同水準）、当社株式の株価変動率及び流動性等を勘案した結果として算定されています。当該算定については、当社及び割当予定先が提供した事実その他の情報及び割当予定先が参考資料として提供した試算結果に依拠する等の前提の下、当社のリーガル・カウンセラーである外国法共同事業法律事務所リンクレーターズが、その算定方法や前提となる条件設定の合理性について検証し、当該算定に基づく本件新株予約権の払込金額が新株予約権者に特に有利な金額ではない旨の法律意見を当社宛てに表明しております。かかる意見を考慮の上、当社は本件新株予約権の払込金額が合理的であると判断いたしました。

また、当社監査役全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本件新株予約権の払込金額が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件新株予約権は1個あたりの出資金額が固定されており、行使価額が修正されることに伴って新株予約権の行使により交付される株式数が変動する仕組みとなっているため、株価上昇に伴い行使価額が上方修正されれば交付される株式数が少なくなる一方、株価が下落した局面においては交付される株式数は増加するものの、交付される株式数は最大17,500,000株に制限されており、平成22年9月13日現在の発行済株式数に対する比率は最大で約24.3%と限定的であること（詳細については、前記「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）乃至10 新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権）における各（2）新株予約権の内容等（注）2（1）上限議決権数超過行使等の制限に係る合意」参照）であること、本件新株予約権の想定元本10億円に対し、当社株式の過去1年間における一日あたり平均売買代金は40百万円であるものの、本件新株予約権は10回号（1回号あたりの想定元本は1億円）に分けられており、当社は当社株式動向や市場環境等を勘案しながら、回号ごとに行使価額の修正開始を決定する予定であることから、本件新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

（注）本件新株予約権の全てが、上限行使価額で行使された場合の平成22年9月13日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は9.6%（潜在株式数に係る議決権数6,944個については、平成22年9月13日現在の当社議決権総数71,680個の約9.7%）となります。また、上限議決権数超過行使等を制限していることから、本件新株予約権の行使により当社が交付することとなる当社普通株式数の累計は、現時点においても上限17,500,000株となりますので、本件新株予約権にかかる平成22年9月13日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は、最大で約24.3%（潜在株式数に係る議決権数17,500個については、平成22年9月13日現在の当社議決権総数71,680個の約24.4%）となる見込みです。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目 8-11	4,142	5.78	4,142	4.98
双日株式会社	東京都港区赤坂6丁目1 -20	2,710	3.78	2,710	3.26
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場 町1丁目2-10	1,978	2.76	1,978	2.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2 丁目7-1	1,882	2.63	1,882	2.26
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタート ラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1 丁目4-5 (東京都港区浜松町2丁 目11-3)	1,141	1.59	1,141	1.37
浅沼 伴自	横浜市栄区	971	1.35	971	1.17
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1 丁目6-6 日本生命証券 管理部内	903	1.26	903	1.08
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目 11-3	736	1.03	736	0.88
株式会社滋賀銀行 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	滋賀県大津市浜町1-38 (東京都中央区晴海1丁 目8-12)	665	0.93	665	0.80
トーア紡グループ従業員持株会	大阪市中央区瓦町3丁目 1-4	653	0.91	653	0.78
計	-	15,782	22.02	15,782	18.96

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成22年6月30日現在のものです。

2 割当予定先である野村證券株式会社は、割当を受けた本件新株予約権の権利行使により交付された株式を適時適切に売却予定である為、割当予定先は割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。なお、割当予定先が本件新株予約権を全て当初行使価額で行使し、行使により交付される当社株式を全て保有した場合の議決権数は11,670個、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は14.02%となります。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合の算出にあたっては、「平成22年6月30日現在の所有議決権数」を、「本件新株予約権が全額が当初行使価額で行使された場合に増加する議決権数に平成22年6月30日現在の総議決権数を加算した数」で除して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第8期事業年度）および四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成22年9月13日）までの間において当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年9月13日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」及び四半期報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 (2) 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成22年9月13日）現在次のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額（百万円）		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
広州東富井 特種紡織品 有限公司	中国広東省	インテリア産 業資材事業	生産設備	331	-	増資資金及び 自己資金	平成22年11月	平成24年6月	50%増加

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月30日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第9期 第2四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月10日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

株式会社トーア紡コーポレーション

取締役会御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋山直樹印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高井晶治印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トーア紡コーポレーションの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーア紡コーポレーション及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月10日

株式会社トーア紡コーポレーション
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 加地 敬 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 高井 晶 治 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トーア紡コーポレーションの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トーア紡コーポレーション及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社及び連結子会社は第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用して四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月30日

株式会社トーア紡コーポレーション

取締役会御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加地 敬 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高井 晶 治 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トーア紡コーポレーションの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーア紡コーポレーション及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社及び連結子会社は当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用して連結財務諸表を作成している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トーア紡コーポレーションの平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社トーア紡コーポレーションが平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月10日

株式会社トーア紡コーポレーション
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 加地 敬 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 高井 晶 治 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トーア紡コーポレーションの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トーア紡コーポレーション及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

株式会社トーア紡コーポレーション

取締役会御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋山直樹 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高井晶治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トーア紡コーポレーションの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーア紡コーポレーションの平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月30日

株式会社トーア紡コーポレーション

取締役会御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加地 敬 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高井 晶 治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トーア紡コーポレーションの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーア紡コーポレーションの平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。